

## 多機能型事業所はあーと工房ポッポ 「指定生活介護事業」サービス利用契約書

(以下「利用者」という。)と「社会福祉法人ジェイエー長野会多機能型事業所はあーと工房ポッポ」(以下「事業者」という。)は、利用者が「多機能型事業所はあーと工房ポッポ」(以下「施設」という。)の提供する施設支援サービス等を受け、それに対する利用料金を事業者に支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

### (契約の目的)

第1条 本契約は、障害者総合支援法等関係法令の理念に則り、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

### (契約期間)

第2条 本契約の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。ただし、契約期間満了日の3ヶ月前までに、当事者の一方から書面による別段の、意志表示がない場合本契約は、自動的に一年間延長されるものとし以降も同様とします。

2 期間満了の3ヶ月前までに利用者から書面により本契約を更新しない旨の申し入れがあった場合、または第13条により本契約が解除された場合は、本契約は終了するものとします。

### (個別支援計画)

第3条 事業者は、常に利用者の課題と意向を把握し、ケア会議を開いて利用者の支援計画を作成します。この支援計画については、事業者が利用者に説明して同意を得たうえで作成することとし、利用者はいつでも支援計画についての説明を求め、意見を述べることができます。

(サービス内容)

第4条 事業者は、前条に定める施設支援計画及び別紙「重要事項説明書」に基づいて、利用者に次の内容のサービスを提供します。

- ① 相談・助言
- ② 適切な技術による身体介護及び日常生活援助
- ③ 創作活動及びレクリエーション行事
- ④ 健康管理
- ⑤ 送迎

(利用料金)

第5条 利用者は、前条に定めるサービスに対して、市町村が定める介護等給付費額及び重要事項説明書に記載されている所定の利用者負担額を事業者に支払います。ただし、介護等給付費額については、事業者が市町村から代理して受領しますから、利用者は市町村が決定した介護等給付費額にかかる利用者負担額のみを支払います。

2 利用者は、事業者が計算して請求した前項の利用者負担額について、当月分を翌月15日までに支払います。

(生産活動と工賃の支払)

第6条 事業者は、第3条に規定する支援計画において生産活動の内容を定め、利用者の心身の状況や意向、その他の事情を踏まえて適切な支援、生産活動の機会の提供を行います。

2 生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量が過重な負担とならないよう配慮します。

3 事業者は、事業収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を利用者に支払います。

(事業者の基本的義務)

第7条 (自立等の支援) 事業者は、利用者に対し、利用者の自立と社会経済活動への参加促進の観点から、できる限り居宅に近い環境の中で、必要なサービスを適切に行います。

2（利用者の意思等の尊重）事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、施設支援サービスを提供します。

（事業者の具体的義務）

第8条（安全配慮義務）事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

2（緊急時の援助）事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。また利用中に利用者の心身の状態が変化した場合、利用者及び家族が指定する者に対し緊急に連絡します。

3（説明義務）事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明しなければなりません。

4（守秘義務）事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービス提供するにあたって知り得た利用者やその家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

5（身体拘束の禁止）事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。また、身体拘束適正化のための指針を整備し、身体拘束適正化のための委員会の設置、定期的な研修の実施等、身体拘束防止に向けた取り組みを行うこととします。

6（虐待防止のための措置）事業者は、利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため責任者を設置し、サービス提供担当者に虐待防止啓発のための定期的研修の実施を講じます。

虐待防止のための対策を検討する委員会として「虐待防止委員会」を「身体拘束適正化委員会」と一体的に設置し定期的に開催します。

必要に応じて成年後見制度の利用支援を行うものとします。

7（記録整備保存義務）事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。利用者は、事業者の窓口業務時間内（午前8時30分～午後5時）に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーすることもできます。

（事故と損害賠償）

第9条 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町

村・利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

(契約の終了事由)

第10条 本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

一 利用者が死亡した場合

二 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合

三 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

四 施設が事業者の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

五 第11条から第13条に基づき本契約が解約又は解除された場合

六 第2条の契約期間が満了した場合(但し満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く)

(利用者からの中途解約等)

第11条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

2 利用者が、前項の通知を行わずに施設から退去した場合には、事業者が利用者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

(利用者からの契約解除)

第12条 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める施設支援サービスを実施しない場合

二 事業者もしくはサービス従事者が第8条第1項から第7項に定める義務に違反した場合

三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認めら

れる場合

四 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第13条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

一 利用者に支払能力があるにもかかわらず第5条に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合

二 利用者が、他の利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

四 利用者が連続して3ヶ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合または現に連続して3ヶ月を超えて入院した場合

(苦情解決)

第14条 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

(協議事項)

第15条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

(利用の継続)

第16条 利用期間は第2条で定めた期間とするが、利用上限期間は設定されていないため、双方において利用解除の申し出がない場合には、新たに契約を結ばず延長できるものとする。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者名	社会福祉法人ジェイエー長野会 多機能型事業所はぁーと工房ポッポ	
事業者住所	長野県南佐久郡小海町大字小海4269番地9	
代表者氏名	所 長 木内 泰明	印
利用者住所		
氏 名		印
代理人住所		
代理人氏名		印
続 柄		